

平成 29 年度環境対応車導入促進助成事業の概要

(公社) 全日本トラック協会

環境問題に積極的に取り組み、環境対応車の普及促進のさらなる発展を図ることを目的として、都道府県トラック協会に所属する会員事業者が、事業用環境対応車を導入する場合に、通常車両価格との差額の一部をトラック協会が助成する制度です。

1. 助成対象車両・助成金額

➤ 国土交通省の補助金を併用することを条件とするもの

①CNGトラック（新車）

車両総重量 2.5 トン超の車両

最大積載量	価格差	購入・リースに対する助成額 (価格差の 6 分の 1)
2 トンクラス	800,000	134,000
4 トンクラス※1	3,000,000	500,000

※1 最大積載量 5 トンかつ車両総重量 8 トン以上の改造車両については、国の補助対象外となります。

②ハイブリッドトラック（新車）

車両総重量 2.5 トン超の車両

最大積載量	価格差	購入・リースに対する助成額 (価格差の 8 分の 1)
2 トンクラス※2	770,000	97,000
4 トンクラス	2,680,000	335,000

※2 最大積載量 2 トンかつ車両総重量 4 トン以下の車両については、国の補助対象外となります。

③CNGトラック（使用過程からの改造）

車両総重量 2.5 トン超の車両

最大積載量	改造費	購入・リースに対する助成額 (定額)
2 トンクラス	800,000	100,000
4 トンクラス	3,000,000	100,000

➤ 国土交通省の補助金を併用することを条件としないもの

④大型CNGトラック（新車）

車両総重量	購入・リースに対する助成額 (定額)
25 トンクラス	1,000,000

- ※ 都道府県トラック協会の助成額は、別途、所属の協会にご確認ください。
- ※ 国土交通省の補助金額は、経年車の廃車の有無にかかわらず価格差の3分の1相当額になります。
- ※ 国土交通省の補助は、下記の要件を満たす必要があります。
 - 使用者が交付予定枠の内定通知を受けていること
 - 新車のみ導入における買取りの場合は環境対応車を3台以上導入すること（リース導入を含む）。
 - なお、事業所（当該事業所でなくても可）において、次の①～③のいずれかを取得している場合に緩和要件があります。
 - ①グリーン経営認証、②安全性優良事業所（Gマーク認定）、③ISO9001または14001

2. リースにより導入する場合

- ・CNGトラックの場合、リース契約は（一財）環境優良車普及機構と契約していただくことになります。
- ・ハイブリッドトラックの場合、リース契約はリース会社と個別に契約していただくことになります。

3. 申込方法

○買取りによる導入

①CNGトラックの場合

「環境対応車導入促進助成金交付申請書」【CNGトラック用】を所属の協会に提出してください。

②ハイブリッドトラックの場合

「環境対応車導入促進助成金交付申請書」【ハイブリッドトラック用】を所属の協会に提出してください。

※別途、国土交通省の補助金申請も必要となります。

○リースによる導入

①CNGトラックの場合

- ・「環境対応車導入促進助成金交付申請書」【CNGトラック用】を所属の協会に提出してください。
- ・国土交通省の補助金申請手続きは、（一財）環境優良車普及機構が行います。

②ハイブリッドトラックの場合

- ・リース会社を選定した後、「環境対応車導入促進助成金交付申請書」【ハイブリッドトラック用】を所属の協会に提出してください。
- ・国土交通省の補助金申請手続きは、リース会社が行う必要があります。

4. その他

申請受付期間などの詳細につきましては、所属の協会に事前にご確認ください。